



## 落とし物や忘れ物をされた方へ

落とし物や忘れ物をしたと思う施設や最寄りの警察署又は駐在所に問い合わせてください。

また、警察署又は駐在所に遺失の届出をしてください。

各都道府県のホームページにアクセスしていただくと、各都道府県内で取り扱われた拾得物に関する情報を見て、落とし物や忘れ物を探することができます。

## 施設占有者の皆様へ

店舗等から警察への拾得物のご提出及び引取りに係る来署を  
原則平日 9時～15時（12時～13時を除く）

としていただきますよう、お願いいたします。



## 落とし物や忘れ物を拾われた方へ

最寄りの駐在所又は久万高原警察署に届出してください。



## 落とし物の競売について

保管期間を経過した落とし物の競売を随時実施しております。  
詳しい事については、会計課へ問い合わせてください。



愛媛県警ホームページ（落とし物に関するページ）  
は[こちら](#)👁